

# 社会福祉法人常総市社会福祉協議会 役員の報酬に関する規程

平成29年6月19日

規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人常総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬等を支給する。ただし、常勤役員が本会職員及び常総市役所職員の場合は報酬等を支給しない。
- (2) 非常勤役員については、報酬等を支給しない。非常勤役員が法人業務を行う場合には別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費等の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会職員の旅費に関する規程を準用し旅費を支払うことができる。

(常勤役員の報酬額及び支給方法)

第4条 前条により支給する常勤役員の報酬の額は、別表2のとおりとする。

2 賞与については、毎月6月及び12月に別表2のとおり額を支給する。

3 報酬及び賞与の支給方法は、本会職員の給与等に関する規程を準用し支給するものとする。

(常勤役員の諸手当)

第5条 常勤役員に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の額及び支給については、本会職員の給与等に関する規程を準用するものとする。

(常勤役員の費用弁償)

第6条 常勤役員が本会業務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給については、本会職員の旅費に関する規程を準用するものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定め

るものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月21日から施行する。

別表1 非常勤役員の費用弁償額（第3条2号関係）

日 額	3,000円
-----	--------

別表2 常勤役員の報酬額及び賞与（第4条関係）

報 酬	月額	200,000円
賞 与	6月、12月	300,000円